

一定の上場株式等の配当等に対して、県税として課税されます。

1 納める方は

一定の配当等の支払を受ける個人が、配当を支払う者を通じて納めます。

なお、一定の上場株式等の配当等のほかに、投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募により行われたものの収益の分配、特定投資法人の投資口の配当等、特定目的信託の社債的受益権の剰余金の配当のうち公募のもの、特定公社債の利子及び特定口座外の割引債の償還金なども、課税の対象になります。

2 納める額は

支払を受けるべき配当等の額 × 5%

(注)この他に、所得税等が 15.315%かかります。

3 申告と納税は

配当等の支払をする上場企業などが、配当等の支払の際に特別徴収し、翌月 10 日までに申告し、納めます。

●市町への交付

県民税配当割の収入額の 59.4%は、県内の市町に交付されます。

上場株式等の譲渡による所得に対して、県税として課税されます。

1 納める方は

所得税において源泉徴収を選択した特定口座(源泉徴収口座)における株式等の譲渡所得等が生じる方または源泉徴収口座における信用取引の差金決済の差益の支払を受ける個人が、証券会社等を通じて納めます。

2 納める額は

支払を受けるべき株式等譲渡所得の額 × 5%

(注)この他に、所得税等が 15.315%かかります。

3 申告と納税は

証券会社等が特別徴収し、原則として徴収の翌年の 1 月 10 日までに申告し、納めます。

●市町への交付

県民税株式等譲渡所得割の収入額の 59.4%は、県内の市町に交付されます。